

欧州連合の言語政策とブレグジット ——イギリス離脱後の英語の位置付けをめぐって——¹

EU Language Policy and Brexit: Status of English after the Withdrawal of the UK

貞 包 和 寛*

This study aims to analyze Brexit from the perspective of language policy studies. Brexit has transformed the linguistic landscape of the European Union (EU) since the largest English-dominating state withdrew from the organization. After the withdrawal of the UK, no member state has English as its designated official language; other English-speaking countries such as Ireland and Malta have Irish and Maltese as their official languages, respectively. Following the UK referendum in 2016, a rumor spread that English will be removed from the EU's list of official languages. However, English has been used as the so-called *lingua franca* in almost all EU institutions. It is unrealistic and impossible to eliminate English from the list of official languages.

To analyze this inherent conflict, I describe the history of the EU language regime—complete equality of official languages of member-states—and highlight the skepticism toward the language regime. This study concludes that (1) Brexit reveals the *ad hoc* characteristic of the EU's language regime (equality of all official languages); (2) The withdrawal of the UK, which seemed to be the “withdrawal of English,” has undoubtedly advanced the acceptance of English.

キーワード：欧州連合 (EU)、ブレグジット、言語政策、多言語主義、公用語

1. 序論

本論文の目的は、ブレグジットが言語政策論の観点からどのような意義を持つ出来事であったかを明らかにすることにある。

2016年6月23日のイギリスの国民投票においてEU離脱賛成派が多数を占めたことはまだ記憶に新しい。国民投票から3度の延期はあったものの、2020年1月31日をもってイギリスはEUを正式に離脱することとなった。ブレグジットによって、イギリス・EU外交関係、安全保障、通商などをめぐる多数の議論が生じたこともやはり周知の事実である。

こうした分野（外交、安全保障、通商など）に比較すれば注目の度合いは低かったものの、ブレグジットは言語政策論の観点からも注目すべき議論を提起していた。2016年の国民投票の直

* Kazuhiro SADAKANE [東海大学非常勤講師]

後より、「ブレグジットによって英語がEUの公用語 official language から外されるのではないか？」といった憶測が飛び交いはじめたからである。このような憶測を本論文では仮に「英語疎外論」と呼ぶこととする。EU内のほぼ全ての事務レベルにおいて英語が作業言語として使用されている現状からすると、英語疎外論は言うまでもなく非現実的なものであった。しかし英語を自国の公用語のひとつとして定めるアイルランドやマルタなどにとっては看過できるものではなかったことも事実である。

欧州委員会 European Commission はこの現状を受けて、「英語がEUの公用語でなくなるという事態は起こり得ない」と声明を出している (Irish Examiner 2016)。このニュースを報じた Irish Examiner のオンライン記事の日付は2016年6月28日であり、国民投票からわずか5日後のことであった。すなわち、英語疎外論の萌芽はすでに国民投票以前から存在し、欧州委員会が直ちにその沈静化を図ったものと考えられる。しかし正式離脱後の2020年12月31日に、同様のトピックがメディアにおいて再び取り上げられている (Euronews 2020)。この事実からも分かるように、英語疎外論はそのセンセーショナルな性質もあってか、長くくすぶりつづけてきた。

また、EU指導者層の発言もこうした憶測の拡大を後押しした。エマニュエル・マクロン仏大統領がブレグジットを契機にフランス語の復権を唱えたと報じられ (Politico 2018)、ジャン＝クロード・ユンカー² 欧州委員会委員長 (当時) もブレグジット交渉の最中に「英語はその重要性を失いつつある」と発言した (BBC 2017)。さらに、ブレグジットにおけるEU首席担当者であったフランスのミシェル・バルニエは、「ブレグジット交渉はフランス語で行われるべきだ」と述べ、その発言をアンゲラ・メルケル独首相が支持したことも話題となった (Politico 2016)。

結果的には、イギリスが正式にEUを離脱した2021年11月現在も、英語はEUの24公用語のひとつに留まっている³。先に述べた事実 (EUの事務作業のほとんどに英語は関与すること、アイルランドとマルタは英語を自国の公用語のひとつとしていること) に鑑みると、英語がEUに「残留」していることは極めて現実的な措置であり、むしろ他に選択肢はないようにも見える。しかしEUの言語政策とそれに対する懐疑論を見ていくと、英語疎外論が現れても不自然ではなかった土壌も確かに存在するのである。

本論文ではこうした背景を紐解きながら、ブレグジットが言語政策論的にはどのような意味を持つものか検証していきたい。

2. 言語に対するEUの基本的スタンス：多言語主義と公用語平等主義

2.1. EUの制度としての公用語平等主義

言語に対するEUの基本的スタンスは一般的に「多言語主義 multilingualism」と呼ばれ、多文化主義 multiculturalism と共に、EUの標語である「多様性の中の統合 United in Diversity」の象徴とされている⁴。この点から興味深いのが、ストラスブールにある欧州議会 European Parliament のルイズ・ワイス・ビルである (画像1)。このビルの円筒状の形態は、ピーテル・ブリューゲルの絵画『バベルの塔』 (画像2) を模してデザインされている。「バベルの塔」とは旧約聖書「創世記」第11章に言及される巨大な塔、およびその塔をめぐる伝承のことを指す。天まで至る塔の建築という不遜な行いを見た神は、人々が異なる言葉を話すようにし、共同作業ができないようにした。これによって地上には幾多もの言語が存在することとなったのである。

バベルの塔がしばしば多言語性のシンボルとして扱われるのは、この伝承に由来する。伝承の



画像 1：欧州議会ルイズ・ワイス・ビル



画像 2：ブリューゲル『バベルの塔』

内容に鑑みると、欧州議会がバベルの塔を模したデザインであることはいささか不可解ではある。しかしいずれにせよ、言語の多様性はヨーロッパを象徴する特徴のひとつと捉えられており、称揚されるべきものとして位置付けられている。経済、外交、司法など様々な分野で統合を進めてきた EU において、言語は加盟国の独自性が例外的に認められてきた分野と言ってよいだろう。

安江 (1996: 120) は EU の多言語主義を以下の三つのレベルで区別する：①公用語平等主義、②言語教育政策、③地域・少数言語支援。本論文で特に注目すべきは①の公用語平等主義、すなわち「構成国すべての公用語を EU 公用語とする」という原則である。本論文でも安江 (1996) に従い、「公用語平等主義」というタームを採用する。

公用語平等主義の原則にしたがい、EU は実に 24 の言語を EU 公用語として認めている⁵。公用語平等主義の法的基盤はいくつかあるが、最も代表的なものは欧州連合条約 (2016 年改正版) Treaty on European Union の第 55 条であろう。第 55 条には、欧州連合条約が執筆される 24 の言語名がすべて列挙され、いずれの言語の版も等しく正文である旨が述べられている⁶。

これらの認可は単に宣言的なものではない。例えば欧州議会では、発言者は自身が代表する国の言語により発言することができる。また EU 関連の公文書は各国公用語に翻訳され、いずれも正文として扱われる。むしろ、公用語平等主義の維持には相応のコストが伴うことは言うまでもない。欧州委員会が 2021 年に発行した資料に拠ると、EU が通訳・翻訳に要するコストの合計 (人件費、アウトソーシング、研修費など) は年間 3 億 4900 万ユーロに上る (European Commission 2021: 5)。この金額は EU の全予算の約 0.2% に過ぎないとはいえ、莫大なコストであることには変わりない。これほどのコストにも拘らず EU が公用語平等主義を保持するのは、EU 市民が情報に平等にアクセスできる状態が、民主主義の根幹をなすものと捉えられているからである。例えば欧州議会はウェブサイトにおいて、「外国語を話せなくても、EU 市民の誰もが欧州議会のメンバーになれることは、民主主義の基本原則」であると述べている⁷。

もっとも、24 の言語をあらゆる場面で平等に使用するのは不可能であり、EU 諸機関の通常業務のほとんどは英語、フランス語、ドイツ語の 3 言語で行われる (Kuźlewska 2019: 216)。EU 諸機関の業務で用いられる言語を、公用語 official language と区別して「作業言語 working language」と呼ぶこともある。「作業言語」はあくまでも通称であり、条約などで定義されているわけではないが、EU 諸機関も含め公的にしばしば用いられるタームでもある。例えば欧州連合知的財産庁 European Union Intellectual Property Office は公式サイトにおいて、自機関の「作業言語」は英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語であるとしている⁸。

2.2. 公用語平等主義の発展経緯

上記 2.1. で述べたように、EU は自身の公用語平等主義を民主主義の根幹と位置付けている。この考え方は一見すると、言語的アドバンテージを持たない市民にも寛容な、EU らしいリベラルな政策のようにも見える。しかし EU における公用語平等主義の発展は、リベラリズムよりむしろナショナリズムに基づくものであったという方が正確である。この点はすでに安江 (1996: 134) も指摘している。以下、多言語主義の発展経緯を概観しながら、この事実を確認していく。

いわゆる欧州統合プロセスの最初期に位置付けられるのが、パリ条約 Treaty of Paris (欧州石炭鉄鋼共同体設立条約) によって 1952 年に成立した欧州石炭鉄鋼共同体 European Coal and Steel Community (以下、ECSC と略) である。設立時の加盟国はフランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの 6 개국であった。パリ条約には、文脈的にはフランス語のみが ECSC の共通言語と読める箇所 (第 100 条) があるものの、言語使用に関する直接の規定は無い。しかし実際には、パリ条約の締結をめぐる議論のなかで各言語のステータスの調整はもっとも困難な課題であった。当時の加盟国は自国の言語を ECSC の公用語として認可することを求めており、言語ステータスをめぐって 1 年以上の議論が費やされていたからである (Van der Jeught 2015: 56)。議論のなかには例えば、「フランス語とドイツ語を実務レベルにおける作業言語とし、象徴的にはフランス語、ドイツ語、オランダ語、イタリア語を ECSC の公用語とする」という案もあったが、この提案はベルギーとイタリアの代表団によって拒否された (Van der Jeught 2015: 56)。最終的に、ECSC 公用語をめぐる議論は結論には至らず、パリ条約において言語問題は棚上げされたのである。

しかし 1952 年、ECSC 暫定委員会 Interim Committee が「ECSC の言語体制について sur le régime linguistique de la CECA」と題する議定書を採択し、公用語問題に妥協点が見いだされた。本議定書は残念ながらウェブ上にアーカイブされていないが、Van der Jeught (2015: 57) にその内容がまとめられているため、以下に重要部分を抜粋する。

- ECSC はフランス語、ドイツ語、イタリア語、オランダ語を、公用語および作業言語とする。
- ECSC の諸機関に問い合わせる際は、上記 4 言語のうちのいずれかが、問い合わせる者の選択によって選ばれる。ECSC からの返答も同一の言語で行われる。
- ECSC 議会議員は上記 4 言語のいずれかを自由に使用できる。
- ECSC が定める法律は、上記 4 言語すべてに翻訳される。
- ECSC 裁判所で使用される言語は、被告人が属する国家の言語で行われる。判決文は上記 4 言語すべてによって執筆される。

この議定書案に対してフランスは、「法解釈の一貫性のため、法令の正文となる言語が必要である」と主張し、議定書案の言語規定に反対した。しかし西ドイツは、「法律行為の対象者に法的確実性を保証すべき」と反論した。すなわち、いずれか 1 言語のみを「正文」とすると、他言語の話者への情報伝達が不確実なものになると西ドイツは主張したのである。最終的にフランス側の主張が退けられ、上記のような多言語主義的規定が採択されることとなった。これらの規定は現在の EU における公用語平等主義の体制とほぼ変わらないものであり、EU の言語政策の雛形とすべきものである。

ECSC に続き、1958 年には欧州経済共同体 European Economic Community (以下 EEC と略)

と欧州原子力共同体 European Atomic Energy Community が成立した。1967年のブリュッセル条約 Treaty of Brussels⁹ 発効以降、これら3共同体（ECSC、EEC、原子力共同体）は併せて欧州諸共同体 European Communities（以下 EC と略）と称されることとなった。

EEC と原子力共同体の成立に際しては、多言語主義的規定がより明確に位置付けられた。ローマ条約 Treaty of Rome（欧州経済共同体設立条約）第248条および欧州原子力共同体設立条約第225条は同一の文言からなっている。当該の条文には、「条約はオランダ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語で書かれ、4言語全てのテキストが等しく正文である」旨が明記されている。言語ステータスに関して明確な言及を避けたパリ条約に対して、両条約は今日の公用語平等主義につながる立場を明確に示した。

これを受けて1958年、「EECによって使用される言語に関する1958年1号規則」（以下、1958年規則と略）が定められた。1958年規則の中で、公用語平等主義の観点から特に重要な条文を以下に抜粋する。

- EEC 公用語および EEC 諸機関の作業言語は、オランダ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語である（第1条）。
- EEC 規則 Regulation およびその他の文書は、すべての公用語で執筆される（第4条）。
- EEC 官報 Official Journal of Community はすべての公用語で出版される（第5条）。
- 加盟国が複数の公用語を持つ場合、EEC において使用される言語は、当該国家の要請に応じて、当該国の法律の一般的規則に従うものとする（第8条）。

上記の1958年規則は EEC が定めたものであるが、EU の中でも依然有効である。1958年規則は EEC、EU への加盟国が増加するたびに改定され、第1条に挙げられる言語名もその都度増加してきた。現在のところ、2013年のクロアチア EU 加盟による改定が最新のものであり、同国加盟によって EU は現在の24言語体制となった¹⁰。

ここで注目したいのが、国家と言語の数的な対応関係である。1958年規則第8条は、EEC（および EU）加盟国が複数の公用語を自国内に持つ場合、加盟国は EEC で使用する言語をリクエストできると定めている。この時にリクエストできる言語の数は、1国家につき1言語のみである。1958年規則は、英語版でもフランス語版でも、リクエストできる言語を単数形（英：the language、仏：la langue）で表現しているからである¹¹。例えばフィンランドの公用語はフィンランド語とスウェーデン語であるが、フィンランド国家が EU 公用語として要請しているのはフィンランド語である。

また、アイルランドとマルタも2言語体制の国家である（アイルランドはアイルランド語と英語、マルタはマルタ語と英語）。このうちマルタについては、同国においてマルタ語は広範囲に使用されているため（University of Malta 2021）、マルタ語が EU 公用語に加えられるのは自然な措置である。しかしアイルランドの事情はやや複雑である。アイルランドは国民のほぼすべてが英語母語話者であり、一般的にも英語圏国家として知られている。一方、イギリス植民地化以前から存在する土着のアイルランド語は、多大な努力によって維持・振興されているのが現状である¹²。すなわちアイルランド語は、国家の第一公用語であるにも拘らずいわゆる消滅危機言語のひとつであり、日常的な意思疎通のほとんどが英語で行われている。こうした事情のためか、アイルランドは1973年の EC 加盟時にアイルランド語を使用言語としてリクエストしていない。

しかし2004年5月、アイルランド政府はこれまでの立場を撤回し、EUに対してアイルランド語の使用を申請し受理されている。

この背景にはEUの第5次拡大（2004年、2007年）がある（Van der Jeught 2015: 65）。第5次拡大は欧州統合プロセス史上最も大規模な拡大であり、かつての「東側」国家が多く加盟することとなった（チェコ、ポーランド、スロヴァキア、バルト三国など）。また、第5次拡大ではマルタもEUに加盟し、マルタ語がEU公用語となった。第5次拡大で加盟した国家は、マルタを除いては英語を公用語にしておらず、マルタ国内でもマルタ語の方が優勢な状況がある。すなわちEU内における多言語状況の拡大（＝英語以外の言語の著しい増加）が、アイルランド語のEU公用語化を後押ししたと思われる。

2.3. 公用語平等主義のナショナリズム的特徴

以上、欧州統合プロセスにおける多言語主義の発展経緯をまとめてきた。今日の多くの国際機関がそうであるように、実務的効率を優先するのであれば、公用語や作業言語は限定される方が望ましい¹³。また、ECSC議定書案についてフランスが主張したように、言語を限定する方が法解釈の一貫性の観点からも妥当である。しかし、これまでに現れてきた様々な批判的意見（実務の効率性、法解釈の一貫性、通訳・翻訳コスト）にも拘らず、EUは公用語平等主義の方針を現在まで採用し続けている。24ものEU公用語が存在する現在、一見すると非効率的なこのシステムを堅持するのは不自然なようにも見える。

しかしヨーロッパにおける国家と言語の歴史的関係性に鑑みると、公用語平等主義はひとつの妥協案としては理に適ったものとも言えるのである。世界的に見れば、ヨーロッパよりも複雑な言語状況を持つ国家、地域は多数存在する。インド、中国、アフリカなどがその代表例であろう。しかしStrubell（2007: 147）が指摘するように、国家形成における言語の役割が極めて大きいという点で、ヨーロッパは他の多言語地域とは一線を画している。

言語圏と国家の領土を事実上同一視する考え方はヨーロッパでは古くから定着しているものであり、17世紀のフランス¹⁴、18-19世紀のドイツ・ロマン主義¹⁵などが端緒として引き合いに出されることが多い¹⁶。いずれにせよ、欧州統合プロセスの最初期から、公用語の決定は実務・効率の問題としてではなく、優れて政治的な問題として存在してきた。

加盟国の各言語に平等なステータスを与えることをVan der Jeught（2015: 57）は「文化的主権 cultural sovereignty の認知」と呼ぶ。言い換えれば、各言語を平等に扱わないことは国家主権 sovereignty の侵害とも捉えられかねないと言することができる。安江（1996: 134）も同様に、公用語平等主義は「欧州統合によって自国の主権領域を次第に狭められていくことへの対抗措置として、国家に残された権限分野である「言語政策」を最大限利用しようとする様相」を呈していると指摘する。ECSC公用語を決定する際にフランス以外の諸国が示した不満や、2004年のアイルランド政府によるアイルランド語使用の申請も、こうした文脈に置くことで理解できるものとなるだろう。

公用語平等主義は一見すると、言語多様性を尊重したりベラバな価値観の現れであるようにも見える。実際にEUは公用語平等主義を維持するために相応のコストを払っていてもいるので、この価値観は単なる「リップサービス」ではない。しかし本章で見えてきたように、その背景にあるのは、「自国の言語のプレゼンスを高めたい」という、むしろナショナリズム的な価値観である。公用語平等主義はその意味で、各国の言語的ナショナリズムを調整するための妥協策であると言える

だろう¹⁷。

3. ブレグジットの視点から見る公用語平等主義

3.1. 1958年規則とブレグジット後の状況

前章で述べたように、現在のEUの公用語平等主義の法的基盤は、EECによる1958年規則にさかのぼる。同規則が1カ国1言語の原則を採用していることも、やはり先述のとおりである。1958年規則を字義通りに解釈するならば、現在のEU公用語のなかに英語が含まれることはあり得ないということになる。英語を公用語とするEU加盟国は、ブレグジット以前は3カ国存在した（イギリス、アイルランド、マルタ）。このうちアイルランドはアイルランド語を、マルタはマルタ語をEU公用語として申請している。よってイギリスがEUを離脱すると、英語をEU公用語として申請している国家は存在しないことになる（Kuźelewska 2020: Chapter 3, Modiano 2017: 315）。したがって、2016年の国民投票の前後に現れた英語疎外論は、少なくとも法的には、一定の妥当性を備えた主張だったのである。

なお報道（Irish Examiner 2016）に拠ると、英語疎外論の主張に対して欧州委員会は、「欧州連合の機能に関する条約 Treaty on the Functioning of the European Union 第342条に基づき、ブレグジット後のEUにおける英語使用は妥当である」とする立場を取っている。確かに、同条約第342条には「欧州連合の機関の言語を規定する規則は、[...] 全会一致で行動する欧州連合理事会によって決定される」とある。しかし、もしこの主張が実際になされたのであれば、1958年規則と欧州連合の機能に関する条約との間に齟齬が生じることとなり、別の意味で法的問題となってくるだろう。

3.2. EUのリング・フランカ（共通語）としての英語

上記3.1. で述べた法的問題点がある一方、事実として、英語がEUの実質的な共通語となっている現状もやはり否定しがたい。欧州統合プロセスにおける英語のプレゼンスは、1973年のイギリスのEC加盟から、拡大の一途をたどってきた。特に大きな契機となったのが、合計12カ国が一挙にEUに加盟した第5次拡大（2004年、2007年）である。この拡大により、外国語として英語を使用・学習するEU市民の数が急増した（Kuźelewska 2020: Chapter 5, Hnizdo 2005: 62）。EU諸国の統計をまとめるEurostatの2015年のプレスリリースに拠ると、EUで初等・中等教育を受ける生徒の97.3%が英語を外国語として学んでおり、2位のフランス語（33.8%）を大きく引き離している（Eurostat 2015）¹⁸。こうした現象は、Modiano（2017: 319）が指摘するように、EU拡大を含むグローバル化の帰結とも言えるであろう。第5次拡大ではEU公用語の数も倍増したが、皮肉なことに、EU内の多言語性の高まりこそが、英語をEUのリング・フランカの地位へと決定的に押し上げたのである。

したがって第5次拡大以降、公用語平等主義はますます象徴的な性質を帯びるようになった。ECSC設立時の言語体制（4言語）であれば多言語性を実質的に保証することもできたが、20を超える言語がひとつの政治体の中にある以上、各公用語を字義どおりに「平等」に扱うことはほぼ不可能である。公用語平等主義のこうした形骸性を批判する論は学術・一般を問わず多い。代表的なところでは、公用語平等主義は経済的効率があまりに悪いとする主張（Grin 2006）、公用語平等主義が実際には言語的不公正を助長するという主張（Creech 2005）などがある。「言語的不公正」とは、英語母語話者のみが言語的障壁を実質的に免除されている状態や、大言語（EU

であれば特に英語、ドイツ語、フランス語) 以外の話者が言語を理由に EU 機関からの応答を拒否される場合などを指す。

こうした批判の統合版とも言うべきものが、ベルギーの哲学者フィリップ・ヴァン・パリースの『ヨーロッパと世界のための言語的公正』(Van Parijs 2011) である。この内容については木村 (2013) の書評に詳しくまとめられているが、パリースの主張は端的には、「言語的不公正の是正のためにこそ公用語を英語にすべき」というものである。また、ドイツ人言語学者ユリアン・ハウスがイギリス紙 Guardian に寄稿した多言語主義批判も辛辣である (House 2001)。ハウスは、「EU の言語政策は無益かつ偽善的であり、言語の平等や多言語主義といった EU の理想は、費用がかかる上に面倒な幻想だ」と言う。その上でハウスは「英語はすでに非母語話者によって使用される機会の方が多いため、むしろヨーロッパの共通語として相応しい」という論を展開している。

3.2. EU における英語公用語論の高まり

前節のハウスの議論で注目したいのは、その結論部分 (英語を EU の公用語とすべき) である。公用語平等主義に代えて英語のみを EU の公用語とすべきという案を提示する論者は多い (先に挙げたベルギーのヴァン・パリースも、英語公用語論の代表的な支持者である)。Guardian 紙におけるハウスの寄稿は 2001 年のものであるが、すでにこの時点において、英語は EU の事実上のリンガ・フランカ (共通語) の地位を占めつつあったと言えるだろう。

とはいえ、英語を唯一の EU 公用語とする案は、ブレグジット以前はそれほど現実味を帯びることはなかった。本論文 2.3 で述べたように、EU 公用語をめぐる議論は効率の問題としてではなく政治的な問題として存在してきたからである。英語が事実上の共通語であることを黙認すること、「英語のみが EU の公用語である」と明言するのとでは、政治的意味合いがまったく異なる。Van der Jeught (2015: 57) が指摘するように、言語は各国の文化的主権とも捉えられる。この事実がある以上、後者の選択 (英語のみを EU 公用語として明言すること) は自国の威信を自ら傷つける行為に等しい。公用語平等主義そのものは形骸化しても、言語のプレゼンスをめぐる駆け引きはまったく形骸化していないのである。本論文 1 で紹介したマクロン、ユンカー、バルニエ、メルケルらの発言はこうした駆け引きの代表例であると言えよう¹⁹。むしろ、これらの政治家がブレグジット交渉を英語抜きで行う可能性を真剣に考慮していたとは言い切れない。よって諸々の発言は「ブレグジット交渉においてイギリスに譲歩しない」という立場を示すための一種のブラフであると捉えるほうが正確であろう²⁰。現に Christ and Bonotti (2018: 20) はバルニエやユンカーらの発言を、「レトリックな表現」と評している。しかしそうであっても、言語の存在は政治的ブラフとなり得るほどの効力を現在でも備えていると言える。

こうした背景を考えると、ブレグジット後の EU では英語のプレゼンスが下がるのではないかと予想される。アイルランドやマルタの存在はあるにせよ、フランスやドイツと経済的・政治的に比肩しうる唯一の英語圏国家が離脱し、かつ EU の 2 大国 (フランス、ドイツ) も自国の言語的プレゼンスに変わらず関心を持っているように見えるからである。何より、ブレグジット後の英語の「残留」は、公用語平等主義の法的基盤である 1958 年規則と合致しない (本論文 3.1.)。

しかし現実には、正式離脱以前からいくつかの研究 (Christ and Bonotti (2018) など) で予測されていたとおり、EU 内における英語のステータスは何ら変更されることはなかった。英語を使わなければ EU そのものが機能しなくなることは確実であるとはいえ、これを単なる現状維

持と捉えることもできない。というのも、むしろブレグジットを契機に EU 公用語の単一化（英語化）の主張は勢いを増したからである。イタリアの元首相であるマリオ・モンティは 2017 年、「イギリスが EU を離脱する今こそ、EU は英語を積極的に取り入れるべき」と発言した（Evening Standard 2017）。ドイツ選出の欧州委員であるギュンター・エッティンガーも、モンティよりは穏当であるが、英語が現在の「世界言語 world language」であることを認めている（Daily Express 2016）。モンティやエッティンガーの発言も、マクロンやユンカーらの発言などと同じく、政治的なレトリックである可能性もあるだろう。しかし Kuźelewska（2020: Chapter 5）が指摘するように、ブレグジット後のヨーロッパにおいては、英語による言語的不公正を考慮する必要性が相対的に弱くなったのは事実である。イギリスの離脱によって、英語母語話者の数そのものが激減したからである。

EU 公用語の単一化（英語化）については、これまで見てきたように、Grin（2006）、Creech（2005）、Van Parijs（2011）など多くの前例があった。これらの研究では、「英語をどのように位置づけるか」という議論は行われても、「どのような英語を使用するか」という議論はほとんど展開されていない。これに対して、2016 年の国民投票以後に発表された研究（Modiano（2017）、Kuźelewska（2020）など）において「ヨーロッパ英語 European English」への言及がなされている点は興味深い変化と言える。すなわち、「英語 = EU のリング・フランカ」という定式はすでに当然の前提とされ、その上でコーパスに関する議論が始まりつつあると見てよいだろう。

ヨーロッパ英語とはいわゆるイギリス英語のことではなく、大陸側のヨーロッパにおける（つまり、非英語母語話者による）英語ヴァリエントの呼称である。ヨーロッパ英語は英語をベースとしながらも、単複の区別や語の意味などでフランス語やドイツ語との言語接触の影響を受けており、いわゆるピジンのひとつとされている²¹。ヨーロッパ英語は元来、ヨーロッパ政治を觀察するなかで生まれてきた概念である。Carstensen（1986）らを嚆矢とするこの研究は、非英語圏出身の欧州政治家の特徴的な英語を記述することで発展してきた。

ピジンをめぐる言説では珍しいことではないが、言語接触から生じたヴァリエントは概して、「正統／純粋な言語ではない」という扱いを受けることがある。現在でもヨーロッパ英語を「誤った英語」のように扱う資料もある。例えば欧州会計監査院 European Court of Auditors が EU におけるテクニカルタームの統一のために作成した資料集（2016 年）のタイトルは『EU 出版物における英単語および英語表現の誤使用』（European Court of Auditors 2016）²²である。

しかし事実として、EU 諸機関で使用される英語はいわゆるイギリス英語ではなく、ヨーロッパ英語の特徴を多く備えている（Kuźelewska 2020: Chapter 5）。また、ウィキペディアにもヨーロッパ英語に関する項目がすでに作成されている²³。むろん、ウィキペディアを学術的に正当な資料とすることはできないが、ヨーロッパ英語の存在が一般にも広く認知されていることを示す証左のひとつにはなるだろう。

また、英語という言語そのもののあり方も、ヨーロッパ英語が肯定的に受容される土壌を作っている。イギリス英語、アメリカ英語などの例をはじめとして、英語は数多くの地域的ヴァリエントを持つ言語であり、場合によっては複数形の “Englishes” という表現すら見受けられる²⁴。またそれらの地域的ヴァリエントも、かつてのように「誤った英語」あるいは「劣った英語」と捉えられることも次第に少なくなってきた²⁵。

いずれにせよ、英語という言語そのものが現在では多様な地域的ヴァリエントの総称とも取ることができ、「正統な英語」について議論すること自体が、現代ではいささかの外れであると

えるだろう。こうした文脈がある以上、ヨーロッパ英語も一概に否定されるものではない。現在のところ、ヨーロッパ英語は明確に体系化されているわけではなく、語彙や表現といった個別事例の集積に留まっているようである。しかし今後のヨーロッパではEUがヨーロッパ英語を積極的に規範化していくという事態も十分に想定される場所である。

4. 結論

以上、EUにおける公用語平等主義の発展と、ブレグジット前後から生じてきた英語をめぐる議論をまとめてきた。言語政策論の観点から見ると、ブレグジットは少なくとも以下の2点において重要な出来事であったといえる。

1. EUの公用語平等主義は必ずしも強固な原則に基づくものではなく、見方によっては「場当たり的」な側面があることを結果的に明らかにした。
2. 英語の背景であるイギリス国家は離脱したが、英語は「離脱」するどころか、英語を肯定的に受容する論調がEU内でむしろ醸成されている。

1については言うまでもないだろう。ブレグジット後のEUでは、英語を使用言語として申請している国家は存在しないにも拘らず、英語はEU公用語に留まり続けている。この状態に法的な妥当性があるものか疑わしいところであるが、リング・フランカとしての英語の存在を前に、事実上黙認されている。とはいえ、公用語平等主義の発展経緯を考えれば、このような黙認も見方によっては自然なものと言える。EUの公用語平等主義は決して当初から一貫した計画によって形成されてきたわけではなく、むしろ加盟国間の利害衝突を避けるための妥協点であった。したがって、「英語がEU公用語に留まっている」という現状も、現行の言語体制を変更するリスクを回避するための妥協と捉えることができる。

2については、今後も経過観察が要されるとはいえ、極めて興味深い現象であることは間違いない。ヨーロッパにおいて言語と国家はほぼ不可分に結びついてきた。しかしこと英語に関しては、この結びつきがブレグジットによって断ち切られた。アイルランドとマルタの2カ国は現在でも英語を公用語としているが、やはり6,000万を超えるイギリス国民がEU市民でなくなった意味は大きい。ブレグジットによって、言語的不公正の問題などを以前ほど考慮することなく、英語が事実上のリング・フランカであることを認められる土壌が整ったと言える。もし離脱するのが最大の英語圏ではなければ、言語体制をめぐる様々な議論はほとんど生じなかつただろう。ブレグジットは英語をめぐるEU内の議論・言説を、これまで無かったほどに活発化させたと言えるのである。

謝辞

本論文の執筆に際して、佐々木亮氏（聖心女子大学専任講師）より貴重なご助言をいただくことができました。この場を借りて深甚の謝意を表します。

参考文献

Carstensen, Broder (1986) Euro-English. *Linguistics across Historical and Geographical*

- Boundaries* (Vol. 2: Descriptive, Contrastive, and Applied Linguistics), pp. 827–836.
- Christ, Diarmait Mac Giolla & Bonotti, Matteo (2018) *Brexit, Language Policy and Linguistic Diversity*. Cham: Palgrave Macmillan.
- Creech, Richard (2005) *Law and Language in the European Union. The Paradox of a Babel “United in Diversity.”* Groningen: Europe Law Publishing.
- De Varennes, Fernand Joseph (1996) *Language, minorities and human rights*. The Hague–Boston: Kluwer Law International.
- Grin, François (2006) Economic Considerations in Language Policy. In: Thomas Ricento (ed.) *An Introduction to Language Policy: Theory and Method*. Oxford: Blackwell, pp. 77–94.
- Hnízdo, Bořivoj (2005) More Languages, Less French? The Enlarged EU and the Status of French as an EU Language. *Perspectives* (24), pp. 61–68.
- Kuźelewska, Elżbieta (2019) Impact of Brexit on the status of English language in the European Union. *Środkowoeuropejskie Studia Polityczne* (2), pp. 213–227.
- Kuźelewska, Elżbieta (2020) Quo Vadis English? The Post-Brexit Position of English as a Working Language of the EU. *International Journal for the Semiotics of Law*. Online version (DOI: 10.1007/s11196-020-09782-x).
- Modiano, Marko (2017) English in a post-Brexit European Union. *World Englishes* (36)-3, pp. 313–327.
- Pawłowski, Adam (2008) Zadania polskiej polityki językowej w Unii Europejskiej. In: Jacek Walchara and Danuta Krzyżyk (eds.). *Polska polityka językowa w Unii Europejskiej*. Katowice: Wydawnictwo Uniwersytetu Śląskiego, pp. 113–147.
- Strubell, Miquel (2007) The Political Discourse on Multilingualism in the European Union. In: Dario Castiglione and Chris Longman (eds.). *The Language Question in Europe and Diverse Societies. Political, Legal and Social Perspectives*. Oxford–Portland: Hart Publishing, pp. 149–184.
- Van der Jeught, Stefan (2015) *EU Language Law*. Groningen: Europe Law Publishing.
- Van Parijs, Philippe (2011) *Linguistic Justice for Europe & for the World*. Oxford: Oxford University Press.
- 安江則子 (1996) 「EU における多言語主義の多角的検討」『日本 EC 学会年報』(16)、pp. 119–136.
- 木村護郎・クリストフ (2013) 「英語のメガホンを取れ！」——世界の英語化による公正のすすめ」(書評)『社会言語学』(13)、pp. 189–193.
- 嶋田珠巳 (2016) 『英語という選択 アイルランドの今』岩波書店
- 橋内武 (2010) 「欧州連合と欧州評議会の言語(教育)政策」『国際文化論集』(43)、pp. 51–70.
- フィヒテ、ヨハン・ゴットリープ(大津康 [訳]) (1998) 『ドイツ国民に告ぐ』(改定) 岩波書店
- プラトン(水地宗明 [訳]) (1974) 「クラテュロス」『プラトン全集』(2)、岩波書店、pp. 1–171.
- オンライン記事など [最終アクセス：2021/11/09]
- BBC (2017) *Brexit: English language ‘losing importance’ – EU’s Juncker*.
<https://www.bbc.com/news/world-europe-39816044>
- Daily Express (2016) *English should be BANNED in Brussels after Britain leaves, top French*

politician insists.

<https://www.express.co.uk/news/world/683980/english-banned-brussels-britain-leaves-jean-luc-melenchon-brexit>

Euractive (2013) Sprechen Sie Deutsch? Merkel wants more German spoken in EU.

<https://www.euractiv.com/section/languages-culture/news/sprechen-sie-deutsch-merkel-wants-more-german-spoken-in-eu/>

Euronews (2020) *Will English remain an official EU language after Brexit?*

<https://www.euronews.com/2020/12/31/will-english-remain-an-official-eu-language-after-brexit>

Evening Standard (2017) *Londoner's Diary: Signor Monti wants the EU to steal English.*

<https://www.standard.co.uk/news/londoners-diary/londoner-s-diary-signor-monti-wants-the-eu-to-steal-english-a3697291.html>

House, Juliane (2001) *A stateless language that Europe must embrace.*

<https://www.theguardian.com/education/2001/apr/19/languages.highereducation>

Irish Examiner (2016) *European Commission: English won't cease to be official EU language without unanimous vote.* <https://www.irishexaminer.com/news/arid-30742181.html>

Politico (2016) *Michel Barnier wants Brexit talks conducted in French.*

<https://www.politico.eu/article/michel-barnier-wants-brexit-talks-conducted-in-french>

Politico (2018) *As Britain leaves, English on rise in EU – to French horror.*

<https://www.politico.eu/article/french-english-language-brexit-european-parliament-ecj-commission-eu-next-waterloo/>

University of Malta (2021) *Majority of population still considers Maltese as first language.*

<https://www.um.edu.mt/newspoint/news/2021/06/maltese-language-population>

Wikipedia. *Euro English.* https://en.wikipedia.org/wiki/Euro_English#cite_note-14

EU および EU 諸機関の公式ウェブサイト、公開資料など [最終アクセス：2021/11/09]

European Commission (2021) *Translation in figures 2021.*

<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/a829518b-77e8-11eb-9ac9-01aa75ed71a1>

European Court of Auditors (2016) *Misused English Words and Expressions in EU Publications.*

https://www.eca.europa.eu/Other%20publications/EN_TERMINOLOGY_PUBLICATION/EN_TERMINOLOGY_PUBLICATION.pdf

European Parliament. *Which languages are in use in the Parliament?*

<https://www.europarl.europa.eu/news/en/faq/21/which-languages-are-in-use-in-the-parliament>

European Union. *EU languages.* https://europa.eu/european-union/about-eu/eu-languages_en

European Union. *The EU motto.* https://europa.eu/european-union/about-eu/symbols/motto_en

European Union Intellectual Property Office. *EUIPO Language Policy.*

<https://euipo.europa.eu/ohimportal/euipo-language-policy#:~:text=The%20five%20working%20languages%20of,languages%20of%20the%20European%20Union.>

Eurostat (2015) *60% of lower secondary level pupils studied more than one foreign language in 2015*.

<https://ec.europa.eu/eurostat/documents/2995521/7879483/3-23022017-AP-EN.pdf/80715559-72ba-4c19-b341-7ddb42dd61a6?t=1487690569000>

EUR-Lex. *Chronological overview*.

<https://eur-lex.europa.eu/collection/eu-law/treaties/treaties-overview.html>

欧州原子力共同体設立条約（英語正文） - *Treaty on establishing the European Atomic Energy Community*.

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:11957A/TXT&from=EN>

欧州連合条約（2016年改正版英語正文） - *Consolidated Version of the Treaty on European Union* (OJ C 202 7.6.2016, p. 13).

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:12016M/TXT&from=EN#d1e980-1-1>

欧州連合の機能に関する条約（英語正文） - *Consolidated Version of the Treaty on the Functioning of the European Union* (OJ C 202 7.6.2016, p. 47).

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:12016E/TXT>

パリ条約 = 欧州石炭鉄鋼共同体設立条約（英語正文） - *Treaty establishing the European Coal and Steel Community*.

<https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:11951K:EN:PDF>

ローマ条約 = 欧州経済共同体設立条約（英語正文） - *Treaty establishing the European Economic Community*.

https://www.ab.gov.tr/files/ardb/evt/1_avrupa_birligi/1_3_antlasmalar/1_3_1_kurucu_antlasmalar/1957_treaty_establishing_eec.pdf

1958年規則（英語正文） - *Regulation No 1 determining the languages to be used by the European Economic Community* (OJ 17, 6.10.1958, p. 385).

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:31958R0001&rid=7>

1958年規則（仏語正文） - *Règlement n° 1 portant fixation du régime linguistique de la Communauté Économique Européenne* (OJ 17, 6.10.1958, p. 385).

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/HTML/?uri=CELEX:31958R0001&qid=1636459005145&from=en>

1958年規則（2013年改正版英語正文） - *Regulation No 1 determining the languages to be used by the European Economic Community* (OJ L 158 10.6.2013, p. 1).

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:01958R0001-20130701&from=EN>

画像出典 [最終アクセス：2021/11/09]

画像 1 — 欧州議会公式サイト

https://www.europarl.europa.eu/resources/library/images/20200210PHT72226/20200210PHT72226_original.jpg

画像 2 — Wikimedia Commons

[https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Pieter_Bruegel_the_Elder_-_The_Tower_of_Babel_\(Vienna\)_-_Google_Art_Project.jpg](https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Pieter_Bruegel_the_Elder_-_The_Tower_of_Babel_(Vienna)_-_Google_Art_Project.jpg)

-
- ¹ 本論文は、新潟国際情報大学国際学部スタッフセミナー（2020年12月9日）における筆者の報告「ヨーロッパの多言語主義の実情」の一部を基盤とする。また本論文は、サントリー文化財団「若手研究者のためのチャレンジ研究助成」の助成を受けている。
- ² Juncker という姓の日本語表記には「ユンカー」と並んで「ユンケル」も散見される。本論文では駐日欧州連合代表部ウェブマガジン EU MAG の表記に従い、前者を採用する。
- ³ EU 公式サイト の “EU languages” の項を参照。
- ⁴ 「多様性の中の統合」という標語は 2000 年に成立した。EU の公式サイトはこの標語を「ヨーロッパ大陸のさまざまな文化、伝統、言語」の豊かさを示すものと位置づけている。EU 公式サイト の “The EU motto” の項を参照。
- ⁵ 2021 年 11 月現在の EU 公用語は以下の通りである：ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシア語、ハンガリー語、アイルランド語、イタリア語、ラトヴィア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロヴァキア語、スロヴェニア語、スペイン語、スウェーデン語。EU 公式サイト の “EU languages” の項を参照。
- ⁶ その他、公用語平等主義に言及した EU の条約としては、欧州連合の機能に関する条約 Treaty on the Functioning of the European Union 第 20 条、第 24 条、第 118 条などがある。EU 諸条約の体系は極めて複雑だが、EU 法データベース EUR-Lex の “Chronological overview” が分かりやすい。
- ⁷ 欧州議会公式サイト の “Which languages are in use in the Parliament?” の項を参照。
- ⁸ 欧州連合知的財産庁公式サイト の “EUIPO Language Policy” の項を参照。
- ⁹ ブリュッセル条約は 1965 年に署名され、1967 年に発効した、ヨーロッパの 3 共同体（ECSC、EEC、欧州原子力共同体）を統合する条約。合併条約 Merger Treaty とも呼ばれる。本論文はブリュッセル条約を直接に参照していないため、同条約は参考資料に含めていない。
- ¹⁰ これまで行われた改定については、1958 年規則（2013 年改定）を参照。
- ¹¹ 1958 年規則第 8 条の英語正文、仏語正文を以下に引用する：（英）If a Member State has more than one official language, the language to be used shall, at the request of such State, be governed by the general rules of its law；（仏）En ce qui concerne les États membres où existent plusieurs langues officielles, l’usage de la langue sera, à la demande de l’État intéressé, déterminé suivant les règles générales découlant de la législation de cet État。（強調は引用者に拠る）
- ¹² アイルランドにおけるアイルランド語・英語の関係性については嶋田（2016）に詳しい。嶋田（2016: 80）に拠ると、アイルランド語を日常的に使用する者はアイルランド国民の 2% ほどであり、その中でアイルランド語を第一言語（母語）とする者が集住する地域は、イギリスの植民地政策から比較的隔たった僻地と重なるという。
- ¹³ 現に、国連公用語は 6 言語（英語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、アラビア語）、東南アジア諸国連合（ASEAN）および南アジア地域協力連合（SAARC）はそれぞれ英語のみを公用語としている（橋内 2010: 53）。
- ¹⁴ 例えば De Varens（1996: 9）は、フランス王アンリ四世（在位 1589-1610 年）の以下の言葉を引用している：「フランス語を話すからには、汝はフランス国王に従って然るべきであろう。余はスペイン語がスペインの支配に、ドイツ語がドイツの支配に入ることを認めるが、あらゆるフランス語は余に帰すべきである」（筆者訳）
- ¹⁵ ドイツ・ロマン主義としては、ヨハン・ゴットリープ・フィヒテが言語と政治体の結合について論じた演説「ドイツ国民に告ぐ」（フィヒテ 1998）が広く知られている。
- ¹⁶ もっとも、言語の区分と人間集団（≒国家）の区分を同一視する見方は、さらに古い起源を持つとも考えることができる。プラトンの対話篇のひとつで、最古の言語論とも言われる「クラテュロス」のなかに、「名前の正しさ」が国家ごとに違うことを指摘する箇所がある：「同様に国家の場合も、同一の事物にいくつかの国家がそれぞれ独自の名前をつけている事実をほくは見ます。あるギリシア人の国家が別のギリシア人の国家と、またギリシア人の国家が外国人の国家と、異なる名前をつけているのです」（プラトン 1974: 11）。
- ¹⁷ もちろん、当事者である EU 市民は、公用語平等主義のナショナリズム的側面には十分に自覚的である。例えば、2004 年の第 5 次拡大で EU に加盟したポーランドの事例は興味深い。2005 年に同国で開催された第 6 回言語文化フォーラム VI Forum Kultury Słowa のテーマは「EU 加盟に向けたポーラ

ドの言語政策」であった。この会議に参加したポーランド語学者のアダム・パヴウォフスキは、「言語を含む国民アイデンティティはナショナリズムから派生」(Pawłowski 2008: 113) することを認めた上で、EUにおいてポーランドはどのように自国の言語をプロモーションすべきかという課題を提起している。英語、ドイツ語、フランス語といった大言語を自国の公用語としない国家(すなわちEU加盟国の大多数)にとって、自国言語のプレゼンス向上はとりわけ深刻な課題なのである。

¹⁸ さらにEurostat (2015) に拠ると、EUの初等教育および中等教育初期段階で英語が必修となっているのは以下の5カ国である: デンマーク、マルタ、スウェーデン、リヒテンシュタイン、ノルウェー。

¹⁹ ブレグジット以前の2013年の出来事ではあるが、メルケル独首相が「EU内におけるドイツ語使用を英語、フランス語と同程度に高めたい」と発言した例もある。Euractiv (2013) を参照。

²⁰ 現にユンカーは、「英語はその重要性を失いつつある」と述べた後に、「我々EUがイギリスを捨てたのではなく、イギリスがEUを捨てたのだ」と述べている(BBC 2017)。

²¹ ヨーロッパ英語にはいくつかの別称があり、「ユーロ英語 Euro English」、「ユーリッシュ Eurish」、「大陸英語 continental English」などと呼ばれることがある。あるいはジョージ・オーウェル『1984年』で使用される言語「ニュースピーク Newspeak」に由来するのか、「EUスピーク EU speak」と称されることもある。

²² 同資料は、いわゆるイギリス英語やアメリカ英語とEU出版物との英語表現の違いをリストアップしており、コーパスに関する資料として興味深い。例えば同資料のactorの例を見てみる。actorという英単語は、コリンズ英語辞典では「演劇、映画、放送などで演技をする人」あるいは「人を欺くために偽りの態度をとる人」と定義されている。一方EU出版物(≒ヨーロッパ英語)におけるactorは「行動を起こす人」あるいは「何かに関連する人もしくは組織」を指すために使用されることがあるという(European Court of Auditors 2016: 9)。

²³ 2021年11月9日現在、チェコ語、英語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、タミル語、ウクライナ語、中国語の8言語でヨーロッパ英語に関するページが執筆されている。英語版ウィキペディアの“Euro English”の項を参照:

²⁴ 例えば本論文でもしばしば参照するModiano (2017) が掲載されている雑誌のタイトルは *World Englishes* である。

²⁵ 英語の地域的ヴァリエーションへの見方の変化は、旧植民地の「現地化」した英語を積極的に評価したインドの言語学者ブラジ・カチュル Braj Kachru などの貢献が大きい (Modiano 2017: 313)。

